

議案第 31 号

令和 5 年度貝塚市一般会計補正予算（第 1 号）の件

令和 5 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 9 , 7 9 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 6 , 6 1 6 , 3 7 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 5 年 3 月 20 日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		6,801,582	270,602	7,072,184
	1. 国庫負担金	5,945,681	200,376	6,146,057
	2. 国庫補助金	830,449	70,226	900,675
15. 府支出金		2,960,194	5,366	2,965,560
	2. 府補助金	588,303	5,366	593,669
18. 繰入金		2,043,614	△7,477	2,036,137
	1. 基金繰入金	2,038,812	△7,477	2,031,335
21. 市債		2,283,456	△168,700	2,114,756
	1. 市債	2,283,456	△168,700	2,114,756
歳 入 合 計		36,516,587	99,791	36,616,378

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		4,311,105	12,900	4,324,005
	1. 総務管理費	3,609,540	12,900	3,622,440
3. 民生費		16,680,671	28,725	16,709,396
	2. 児童福祉費	6,622,816	28,725	6,651,541
4. 衛生費		4,386,586	274,227	4,660,813
	1. 保健衛生費	1,726,333	274,227	2,000,560
10. 教育費		2,979,472	△216,061	2,763,411
	2. 小学校費	1,051,273	△217,261	834,012
	4. 幼稚園費	287,500	1,200	288,700
歳 出	合 計	36,516,587	99,791	36,616,378

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前									補 正 後								
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法					備 考	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法					備 考
				借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他					借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他	
学校施設整備事業	千円 201,900	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金について、 利率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	政 府	年以内 25	年以内 3	年賦又は 半年賦・ 元利均等 又は元金 均等若し くは満期 一括償還	左記の条件の範囲 に融通条件がある 場合その条件に従 うことができる。 ただし、財政の都 合により償還期限 及び据置期間を短 縮し又は繰上償還 若しくは低利に借 り換えることがで きる。	証券発行の場合 において発行価 格が額面金額を 下回るときは、 それぞれの発行 価格差減額を埋 めるために必要 な金額をそれぞ れの限度額に加 算した金額を限 度額とする。	千円 33,200	同左	同左	同左	年以内 同左	年以内 同左	同左	同左	同左
起債合計	2,283,456									2,114,756								